

令和 06年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 埼玉県央広域事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	82.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	91.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	93.3 %
21～25年	84.2 %
16～20年	92.2 %
11～15年	72.7 %
6～10年	88.1 %
1～5年	99 %

【説明欄】

令和6年度は育児休暇を取得した職員で、支給額が通常よりも少ない月がある場合にはその月の人数を1/2として算出している。全職員に占める女性職員の割合は4.5%であり、勤続年数10年以下の区分に占める女性職員の割合は56.3%であることから相対的に女性の給与水準は低い傾向にある。さらに勤続年数別6～10年、11～15年、16～20年の女性職員で部分休業を取得している職員が年数別女性職員の33.4%、100%、50%の割合発生しているため女性の給与水準が低いと考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。